

毎月19日は「とっとり育児の日」

県民一人ひとりが、「家庭」・「地域」・「企業」で子育てを積極的に進めていく機運を高めるきっかけとするため、毎月19日を「とっとり育児の日」としています。(平成22年9月に制定)



イクボス・ファミボスの推進

鳥取労働局長と県知事は、県内経済団体等のトップとともに、平成27年6月「イクボスとっとり共同宣言」を行いました。今後は、育児はもちろんなら介護しながら働き続けることができる職場環境づくりも担う「イクボス・ファミボス」を推進していきます。

イクボスとっとり共同宣言

私は、長時間労働の削減、柔軟な働き方の推進などの働き方改革を通じて、部下の仕事と家庭の両立を応援する「イクボス」となります。
また、自らも鳥取の豊かな自然に親しみ、家族や地域を大切にワーク・ライフ・バランスの実践者として、人生を思いっきり楽しみます。
県内各地の企業や団体に「イクボス」を増やし、その取組を広げ、男女がともに働きやすい鳥取県を目指し、全力で取り組めます。

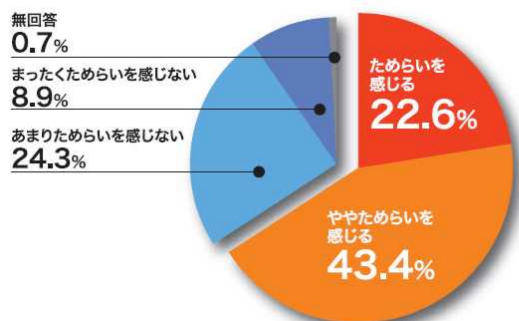
平成27年6月3日

思いやりで人を育み、企業の活力アップ!!

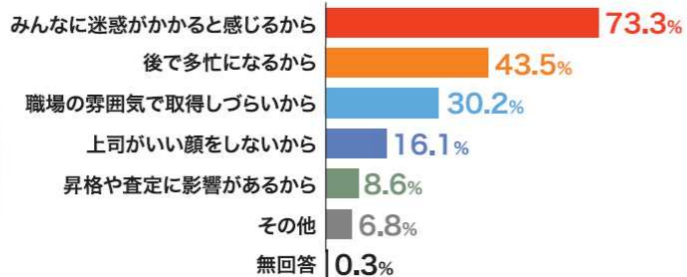
取れていますか？有給休暇

ほどよく休むことで社員の私生活は充実し、仕事に対するやる気も出て、作業効率も上がります。年次有給休暇を取得できる環境を整え、イキイキとした職場づくりに取り組んで行きませんか？

◎年次有給休暇の取得へのためらい



◎ためらいを感じる理由(複数回答)



休暇取得に向けた環境づくりに取り組みましょう。

具体的な取組の一例

(1) 年次有給休暇を取得しやすい環境整備

経営者の主導の下、取得の呼びかけなどによる年次有給休暇を取得しやすい雰囲気づくりや、労使の年次有給休暇に対する意識改革をしましょう。

(2) 労使の話し合いの機会をつくる

年次有給休暇の取得状況を確認するとともに、取得率向上に向けた具体的な方策を話し合いましょう。

年次有給休暇の計画的付与制度を活用しましょう。

(1) 年次有給休暇の計画的付与制度とは

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入することによって年次有給休暇が取りやすくなると考えられます。

(2) 導入のメリット

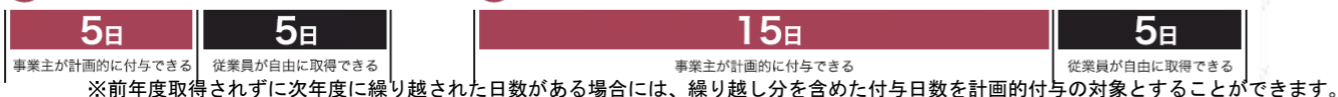
事業主…労務管理がしやすく計画的な業務運営ができます。
労働者…ためらいを感じずに、年次有給休暇を取得できます。

(3) 日数

付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の従業員

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の従業員



なぜ「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)が大事なのでしょうか

社員の満足度や健康不安に影響します

長時間労働や休日出勤、休暇が取得できない状況などが続くと、労働時間への満足度や休暇取得の満足度が下がっていくだけでなく、健康状態に関する不安も増大します。

企業の経営にも直結します

長時間労働を経営上改善すべき課題と考えている企業の割合は9割を超えています。労働時間や休日、休暇に関して課題を把握し、管理を適切に行うことは、企業の経営にも直結するとても重要な取組と言えます。

出典：厚生労働省委託事業「従業員の労働時間と休暇に関する調査(労働者調査)」(2013年)

そうですよね、でも？

どういう取組をしたらいいのかわからない…

コストがかかるんじゃないだろうか。休んだ分は生産性が落ちるから、他の誰かがやらないといけない…

育児休業、介護休業を取得させたいが、従業員に対する助成は何かないだろうか…

そんな皆様を応援するために！

鳥取労働局・鳥取県が実施している仕事と生活の調和に関する各種制度をご案内します



仕事と生活の調和に取り組む事業主・労働者の皆様を応援します!!

～ ワーク・ライフ・バランスに関する援助・助成等の窓口を紹介します ～

- 仕事・生活 両立のための職場環境整備
- 仕事と生活の両立しやすい職場環境を作りたい
- 育児・介護制度の促進
- 女性の活躍促進
- 企業として
- 育児・介護休業制度の促進を図りたい
- 女性の活躍推進に取り組みたい
- 育児・介護中の給付・資金援助
- 育児・介護休業中の生活資金の援助・給付を受けたい
- 労働時間の管理
- 企業として仕事と生活の調和のとれた労働時間管理を進めたい
- 健康管理・健康保持増進
- 企業として健康確保対策を充実させたい
- 取組のPR
- 企業として仕事と生活の調和への取組を広くPRしたい

<p>①企業との連携による家庭教育推進事業</p> <p>保護者である従業員が子育てしやすく、また、すべての従業員が子どもたちを健やかに育てる地域活動に参加しやすい職場環境づくりに自主的に取り組んでいただける企業と協定を締結し、企業における取組のPRや家庭教育に関する研修等へ講師を派遣するなどの支援を行います。</p> <p>▶ 鳥取県が全国に先駆けて実施した事業</p>	<p>②職場環境改善支援事業（労務管理改善助言事業）</p> <p>県下3地区の中小企業労働相談所みなくらくに労務管理アドバイザー（社会保険労務士）を配置し、事業所訪問により育児休業制度の普及、就業規則の整備など労働環境の改善の促進を図ります。また、事業所等（労働組合も含む。）において、職場環境改善に向けた社内研修等を開催する場合、講師を派遣します。</p> <p>▶ アドバイザー（社労士）が事業所を個別訪問 社内研修等へ講師を派遣</p>	<p>③就業規則整備支援 コンサルタント派遣事業</p> <p>「鳥取県男女共同参画推進企業」の認定申請を予定している企業等又は既に認定を受けている企業等へ無料で就業規則整備支援コンサルタント（社会保険労務士）を派遣し、就業規則の整備を支援します。</p> <p>▶ 新規又は全面改正先着10社、一部改正先着15社へコンサルタント（社労士）を派遣</p>	<p>④働き方改革支援事業</p> <p>働き方を見直そうとする県内中小企業の取組を支援します。お電話での相談を基に働き方改革支援コンサルタント（社会保険労務士）が事業所を訪問します。</p> <p>▶ 訪問回数は3回程度とし、5回を上限とする。</p>
<p>⑤両立支援等助成金</p> <p>①出生時両立支援コース：男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りに取り組み、かつ、男性労働者に配偶者の出産後8週間以内に開始する育児休業を取得させた事業主に助成します。</p> <p>②介護離職防止支援コース：仕事と介護の両立に関する職場環境整備の取組を行い、「介護支援プラン」を作成し、介護休業の取得・職場復帰または働きながら介護を行うための勤務制限制度の利用を円滑にするための取組を行った事業主に助成します。</p> <p>③育児休業等支援コース：「育児取得時・職場復帰時」「育児復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者に育児休業を取得・職場復帰させた中小企業事業主に助成します。【代替要員確保時】育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業取得者を原職復帰させた中小企業事業主に助成します。</p> <p>④再雇用者評価処遇コース：妊娠、出産、育児または介護を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復帰でき、適切に評価され、配置・処遇される再雇用制度を導入し、希望する者を採用した事業主に助成します。</p> <p>⑤女性活躍加速化コース：女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、「数値目標」の達成に向けた取組目標を盛り込んだ「行動計画」を策定して目標を達成した事業主に支給します。</p>		<p>⑥男性の育児・介護休業等取得促進奨励金</p> <p>常時雇用する男性労働者に、下記の①～④の休暇・休業、短時間勤務等を取得させた労働者数100人以下の事業主に10万円を支給します。</p> <p>①児参加休暇（特別休暇）※出産休暇でも可 配偶者の産前・産後休業期間中に子の養育のための2日以上特別休暇（有給）。原則1時間単位での休暇取得が可能であることが条件。</p> <p>②育児・介護休業 連続5日以上育児休業、介護休業。休業取得者の原職等への復職が条件。 ※休業取得者に一時金等の経済的支援がある場合、更に10万円加算。</p> <p>③介護休暇 家族の介護のための2日以上（有給）。</p> <p>④短時間勤務 子育てや介護のための6ヶ月以上の短時間勤務。 ※育児参加休暇、育児休業及び育児に係る短時間勤務については対象となる子1人につき、1回限りの申請。その他については労働者に対して1回限りの申請。併用可。</p> <p>▶ 奨励金額は各10万円、②は経済的支援があれば10万円加算</p>	<p>⑦雇用均等指導員</p> <p>女性の活躍促進や、女性活躍推進法に基づく行動計画の策定や認定、セクシュアルハラスメント防止対策の取組や相談、マタニティハラスメントに関する相談、育児・介護休業規定整備や、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定や認定に関する相談を無料で行っています。</p>
<p>⑧育児・介護休業者生活資金支援事業</p> <p>育児・介護休業者に生活資金を融資し、子どもを生み育てやすい環境及び家族の介護を行いやすい環境を整備するとともに、企業の人材定着と確保を促進します。</p> <p>▶ 従業員個人に対する融資</p>	<p>⑨育児休業給付</p> <p>雇用保険の一般被保険者及び高年齢被保険者が、1歳（保育所における保育の実施が行われない等の場合は1歳6か月）未満の子を養育するために育児休業を取得して賃金が一定水準を下回った場合に支給します。</p> <p>▶ 育児休業時の賃金が一定水準（80%未満）を下回った場合に支給</p>	<p>⑩介護休業給付</p> <p>雇用保険の一般被保険者及び高年齢被保険者が、要介護状態にある対象家族を介護するために介護休業を取得して賃金が一定水準を下回った場合に支給します。</p> <p>▶ 介護休業時の賃金が一定水準（80%未満）を下回った場合に支給</p>	
<p>⑪職場意識改善助成金</p> <p>労務管理用機器や労働能率の増進に資する設備・機器（小売業のPOS装置など）の導入・更新により、次の取組を行う中小事業主に対して、実施に要した費用の一部を助成します。</p> <p>①職場環境改善コース：年次有給休暇の取得促進及び所定外労働の削減の取組を行う。（受付は10月16日まで）</p> <p>②所定労働時間短縮コース：労働基準法の特例として法定労働時間が週44時間の特例措置対象事業場が、週所定労働時間を2時間以上短縮して、40時間以下とする。（受付は12月15日まで）</p> <p>③時間外労働上限設定コース：限度基準（月45時間、年360時間等）を超える36協定を締結している中小企業事業主が、労働時間を短縮して限度基準以下の上限設定を行う。（受付は12月15日まで）</p> <p>④勤務間インターバル導入コース：過重労働の防止及び長時間労働の抑制に向け、勤務間インターバル（勤務終了後次の勤務までに一定時間以上の休息時間を設けること）の導入を行う。（受付は12月15日まで）</p> <p>▶ 助成額は①が上限100万円、②、③、④が上限50万円</p>	<p>⑫職場意識改善助成金（テレワークコース）</p> <p>終日在宅またはサテライトオフィスで就業するテレワークに取り組む中小企業事業主に対して、テレワーク用通信機器の導入・運用などの実施に要した費用の一部を助成します。（受付は12月1日まで）</p> <p>▶ 助成額は1企業あたり上限150万円 又は1人あたり15万円</p>	<p>⑬働き方・休み方改善 コンサルタント</p> <p>働き方改革への助言や労働時間、年次有給休暇制度などの労務管理に関するご相談を無料で承ります。</p> <p>▶ 企業へ訪問するほか、職員研修の講師も承ります。</p>	<p>⑭キャリアアップ助成金（正社員化コース）</p> <p>就業規則等の制度に基づき、有期契約労働者・派遣労働者等を正規雇用労働者・多様な正社員等に転換または直接雇用した事業主に支給します。 ※他のコースもあります。</p> <p>▶ 事前にキャリアアップ計画を作成し、労働局長の認定を受ける必要があります。</p>
<p>⑮鳥取産業保健総合支援センター</p> <p>企業の産業保健関係者を対象に、専門相談員による相談対応や研修会を無料で開催しています。また、事業場に個別に訪問し、メンタルヘルス対策や治療と職業生活の両立支援に関する支援、管理監督者・若年労働者への教育などを無料で行います。 企業・事業場が行う産業保健活動（小規模事業場のストレスチェックや産業医活動、職場環境改善計画、心の健康づくり計画）の費用などを助成します。</p> <p>▶ 専門家が事業場の産業保健やメンタルヘルス対策を支援します</p>	<p>⑯地域産業保健センター</p> <p>労働者数50人未満の事業場を対象に、登録産業医による健康診断の結果についての意見聴取や長時間労働者・ストレスチェックの高ストレス者に対する面接指導を無料で行います。また、事業場への個別訪問として、登録産業医や登録保健師による労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に関する相談対応や産業保健指導、労働衛生工学専門員による職場環境改善指導などを無料で行います。なお、労働者からの健康相談にも応じます。</p>	<p>⑰二次健康診断等給付</p> <p>定期健康診断の結果、脳・心臓疾患に関連する①血圧、②血中脂質、③血糖、④腹囲又は肥満の4つすべての項目について異常の所見があるとき、年1回、無料で二次健康診断や特定保健指導が受けられます。</p> <p>▶ 二次健康診断が無料</p>	
<p>⑯男女共同参画推進企業認定制度</p> <p>男女共同参画の推進に理解と意欲のある企業等を「鳥取県男女共同参画推進企業」として認定し、その取り組みを広く紹介し、県内企業への男女共同参画の普及促進を図ります。</p> <p>▶ 企業の姿勢を評価</p>	<p>⑰次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度</p> <p>次世代育成支援対策として取り組む内容を定めた「一般事業主行動計画」を策定し、届け出た企業のうち、当該計画を達成する等の認定要件を満たした実績をもって、「次世代育成支援に取り組んでいる企業」として鳥取労働局長の認定を受けられる制度です。また、認定を受けた企業のうち、特に優良な企業については特例認定を受けられます。</p> <p>▶ 取組の実績により認定</p>	<p>⑰女性活躍推進法に基づく認定制度</p> <p>女性の活躍推進の取組内容を定めた「一般事業主行動計画」を策定し、届出を行った企業のうち、当該計画を達成する等の認定要件を満たした実績をもって「女性活躍推進企業」として鳥取労働局長の認定を受けられる制度です。認定は、評価項目を満たす項目数に応じて3段階あります。</p> <p>▶ 取組の実績により認定</p>	

- ### 窓口・お問い合わせ先
- ①鳥取県教育委員会事務局 小中学校課
鳥取市東町1-271 (TEL 0857-26-7521)
 - ②④⑧鳥取県商工労働部雇用人材局 労働政策課
鳥取市東町1-220 (TEL 0857-26-7231)
 - ③鳥取県元気づくり総本部元気づくり推進局
 - ⑩女性活躍推進課
鳥取市東町1-220 (TEL 0857-26-7792)
 - ⑤⑪鳥取労働局雇用環境・均等室(企画担当)
鳥取市富安2-89-9 (TEL 0857-29-1701)
 - ⑥鳥取県福祉保健部 子育て王国推進局子育て応援課
鳥取市東町1-220 (TEL 0857-26-7148)
 - ⑦⑪⑬⑰⑲⑳鳥取労働局雇用環境・均等室(指導担当)
鳥取市富安2-89-9 (TEL 0857-29-1709)
 - ⑨⑩公共職業安定所(ハローワーク)
・ハローワーク鳥取
鳥取市富安2-89 (TEL 0857-23-2021)
・ハローワーク倉吉
倉吉市駄継寺町2-15 (TEL 0858-23-8609)
・ハローワーク米子
米子市末広町311 イオン米子駅前店4階 (TEL 0859-33-3911)
・ハローワーク米子根雨出張所
日野郡日野町根雨349-1 (TEL 0859-72-0065)
 - ⑫テレワーク相談センター
東京都千代田区神田駿河台1-8-11 (TEL 0120-91-6479)
 - ⑭鳥取労働局職業安定部職業安定課
鳥取市富安2-89-9 (TEL 0857-29-1707)
 - ⑮鳥取産業保健総合支援センター
鳥取市扇町115番1 鳥取駅前第一生命ビルディング6階 (TEL 0857-25-3431)
 - ⑯地域産業保健センター(東部、中部、西部)
鳥取市富安1丁目75 鳥取県東部医師会館内 (TEL 0857-29-2255)
倉吉市旭田町18 鳥取県中部医師会館内 (TEL 0858-23-2651)
米子市久米町136 鳥取県西部医師会館内 (TEL 0859-22-3570)
 - ⑰鳥取労働局労働基準部労災補償課
鳥取市富安2-89-9 (TEL 0857-29-1706)

そのほか裏面の制度もあります

※ 29年度 NEW! が付いている制度・助成金は平成29年度に新規に設置されたもの、又は助成額・助成対象が拡充されたものです。各制度は平成29年10月1日現在のものです。制度は内容変更の場合がありますので、必ずお問い合わせ先にお確かめください。